

## 1 輸入許可申請手続

試験種子を輸入する場合の申請手続から許可が下りるまでの流れは、次のとおりです。

申請者（輸入者）

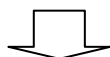
植物防疫所（農林水産大臣）

### 輸入禁止品輸入許可申請書の提出

- 輸入者は輸入に先立って「輸入禁止品輸入許可申請書」（植物防疫法施行規則第2号様式。以下「申請書」という。）及び「植付栽培計画（は種予定数量、は種予定場所、前作植物、は種予定時期、開花予定時期、栽培終了予定時期等）」1通を申請者の住所地を担当する植物防疫（事務）所（支所、出張所を含む。以下「植物防疫所」という。）を經由して農林水産大臣あてに提出してください。

注1：申請書の記載内容が不十分なものは受理されず返送される場合があります。

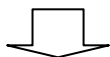
注2：植物防疫所が申請書を受理してから許可が下りるまで約1か月（実地調査が必要な場合は約40日）を要しますので、できるだけ早目に提出してください。



### 輸入禁止品輸入許可申請書の審査

- 申請書を受理した植物防疫所では、申請書の記載内容について審査し、必要に応じて保管及び試験を行う場所が試験種子の管理及び隔離するのに適切であるかどうかについて調査（実地調査）します。

注3：審査及び実地調査の結果、適切と認められず、輸入禁止品の輸入許可が行われなかった場合は、その旨連絡を行います。



### 輸入許可指令書及び輸入許可証票の交付

- 審査の結果、農林水産大臣により輸入が許可されたときは、申請者あてに「輸入禁止品輸入許可指令書」（以下「許可指令書」という。）及び当該輸入禁止品が大臣の許可を得て輸入されることを明らかにするために「輸入許可証票」（植物防疫法施行規則第3号様式。）が交付されます。

注4：許可指令書には、試験種子の輸入許可の条件として、植物防疫所を気付けとして輸入すること、輸送方法、管理方法、管理場所、管理責任者、譲渡その他処分の制限又は禁止、管理中に検査有害植物が発生した場合の通知及び措置方法等について具体的な条件が付されています。これらの条件に違反した場合は許可の取消又は試験種子及び当該種子から生育した植物体の焼却、その他必要な措置をとることになりますから、許可指令書の条件は必ず守ってください。

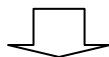
注5：許可指令書の条件をやむを得ず変更しなければならないときは、あらかじめ農林水産大臣の許可を得ることが必要です。この場合、「許可指令書（一部変更）」が交付されます。なお、試験種子の産地、品名及び数量の変更は認められません。

## 2 輸入許可後の手続

農林水産大臣による輸入許可を得た後の管理手続は次のとおりです。

### 荷送人による発送

- ・ 外装に1梱あたり輸入許可証票の表面（白色）裏面（黄色）各1梱あたり1枚ずつ計2枚添付して、許可指令書に指定された植物防疫所へ発送して下さい。



### 輸入の際經由する植物防疫所における検査

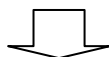
- ・ 試験種子が輸入の際經由する植物防疫所に到着すると、植物防疫官が許可された品名、数量に相違ないか、容器包装の状態等検査を行います。（輸入許可条件に違反していない場合は、認可した際外装に輸入認可証印を押印するか又は輸入認可証明書を交付します。）

注6：輸入数量が許可数量を超過した場合は、輸入は認められません。

注7：携行による輸入の場合、必ず各港（空港では検査カウンター）で植物防疫官の検査を受けて下さい。

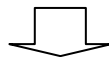
注8：輸入を認可された輸入禁止品は、荷受人に直接手渡されるか、申請書に記載された輸送方法で荷受人に送付されますが、通関料や輸入の際經由する植物防疫所からの運送料は荷受人の負担となりますのでご承知ください。

注9：郵送等による輸入の場合、当該輸入禁止品の容器包装に輸入認可証印が押されていない状態で送付されたときは、植物防疫官の確認を受けていない（輸入が認可されていない。）ので、開封せず植物防疫所に連絡を取ってください。



### 輸入禁止品到着報告書の提出

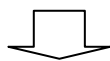
- ・ 試験種子が管理場所に到着したときは、「輸入禁止品到着報告書」1部を直ちに管理場所を担当する植物防疫所長あてに提出してください。



### 輸入禁止品管理利用状況報告書の提出

- ・ は種後、開花時期までに試験種子の生育状況等について「輸入禁止品管理利用状況報告書」1部を管理場所を担当する植物防疫所を経由して農林水産大臣あてに提出してください。
- ・ 輸入許可された試験種子を保管している場合など試験の期間が1年以上にわたる場合は、その年の管理状況について毎年3月末日までに「輸入禁止品管理利用状況報告書」1部を管理場所を担当する植物防疫所を経由して農林水産大臣あてに提出してください。

輸入禁止品の管理状況について植物防疫官が適宜確認を行います。



### 植物防疫官による検査

- 植物防疫官は、栽培管理期間を通じた適切な時期に1回以上、その管理状況及び試験種子から生育した植物体（以下「次世代植物」という。）の栽培中における検疫有害植物の発生の有無について検査を行います。

注10：検査の結果、検疫有害植物の認められなかった植物体については、許可条件から解除することができます。



### 管理完了（輸入禁止品管理完了状況報告書の提出）

- 試験等を完了する場合は、植物防疫官立会いの下に試験種子の処分、使用した器具類の消毒、その他必要な措置を取る必要がありますので、これらの措置を行う前に植物防疫所に連絡してください。なお、植物防疫官立会いの下に、これらの措置が終了した場合は、「輸入禁止品管理完了状況報告書」1部を管理場所を担当する植物防疫所を経由して農林水産大臣あてに提出してください。

## 3 試験種子の管理について

- 許可指令書の条件に沿って栽培等を実施していただきますが、試験種子は、施設のできる保管庫に保管し、試験種子である旨の表示を行うことはもちろん、栽培等の実施に当たっては、栽培場所への担当者以外の立入りを制限する等して、試験種子の管理及び隔離に万全の措置を講じてください。
- なお、試験種子は、指定された管理場所以外に移動したり、他に譲渡することが禁止又は制限されていますのでご注意ください。

## 4 許可後に変更があった場合について

農林水産大臣による許可後、次の事例が生じた場合は、手続きが必要となります。

**輸入許可条件の一部（輸送の方法、輸入の際経由する植物防疫所名、管理責任者、試験方法又は試験場所等の変更あるいは輸入期限、利用期間の延長等）を変更したい場合**

「輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願」1部を申請者の住所地を担当する植物防疫所を経由して農林水産大臣あてに提出してください。

注：試験種子の産地、品名及び数量の変更は認められません。

### 輸入許可証票を紛失又は破損した場合

輸入許可証票を使用前に紛失又は破損した場合は、その旨を速やかに申請者の住所地を担当する植物防疫所を経由して農林水産大臣あてに届け出て（様式任意。1部）再交付を受け、輸入時に試験種子の梱包（容器包装）に必ず貼付してください。

### 退職、転勤等により申請者の名義等に変更又は申請者及び管理責任者の所属する機関の住所及び名称並びに管理場所の名称及び管理責任者の所属等に変更が生じた場合

変更から2週間以内に「輸入禁止品輸入許可申請者の名義所属等変更届」1部を申請者の住所地又は管理場所を担当する植物防疫所を経由して農林水産大臣あてに提出してください。

### 輸入禁止品の輸入を中止（一部を含む）・試験等を中止する場合

輸入を中止する場合は申請者の住所地を担当する植物防疫所を、輸入後に試験等を中止する場合は管理場所を担当する植物防疫所を経由して「輸入禁止品(輸入・試験)中止届」1部を農林水産大臣あてに提出してください。試験等を中止する場合は、管理場所において植物防疫官立会いの下に試験種子の処分等必要な措置を実施していただきます。

注：輸入を中止する場合は、未使用の輸入許可証票を返納してください。

### 次世代植物を輸入許可条件から解除するとき

次世代植物の輸入許可条件の解除を希望する場合は、「輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願」1部を申請者の住所地又は管理場所を担当する植物防疫所を経由して農林水産大臣あてに提出してください。栽培中における検疫有害植物の発生の有無の検査の結果、検疫有害植物が認められなかった場合は、許可条件から解除することができます。

## 5. 参考

- ・ [申請・手続き書類様式（一太郎・Word）一覧](#)
- ・ [申請書の記載方法（PDF）](#)
- ・ [植物防疫所管理担当地域一覧（申請者の住所地・管理場所）（PDF）](#)
- ・ [輸入許可証票（植物防疫法施行規則第3号様式）について（PDF）](#)
- ・ [輸入禁止品大臣許可担当植物防疫所の主な所在地一覧表](#)